

令和4年1月7日

広島県危機対策推進事業者連絡会 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための
集中対策について（依頼）

本日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含むまん延防止
等重点措置の適用が決定されました。

本県では、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、別紙のと
おり、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中
対策に取り組むこととしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第31条の
6第1項に基づき、別紙のとおり、イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への
協力を要請します。

あわせて、各事業者におかれましては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新
型コロナ感染拡大防止のための集中対策に基づき、感染拡大防止対策を徹底してい
たいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担 当 危機管理課 黒川
電 話 082-513-2786